

論説

大南公司と戦時期ベトナムの民族運動： 仏領インドシナに生まれたアジア主義企業

武内房司

はじめに

本稿は、戦前・戦時期に仏領インドシナにおいて汎アジア主義を志向した日系企業「大南公司」の果たした政治的かつ経済的役割を検討しようとするものである。これまで長い間、日本・仏領インドシナ間関係史の研究は、外交や戦時経済政策といった観点に重点をおいたものであった。また、民族運動研究においても、ホーチミンによって率いられたベトナム独立同盟会の決定的な役割を強調するものが主流であった。

しかし、近年の日本の仏領インドシナ研究はより多元化しつつあり、在インドシナ日本人企業や、非共産党系の多様な民族運動、戦時期日本の対インドシナ文化政策等にも光が当てられるようになってきている [湯山 2011；ヴィン・シン 2000；Nanba 2012]。

その意味で、大南公司は以下の二点で重要かつ興味深い事例を提供しているといえるであろう。すなわち、大南公司は仏領インドシナで誕生し最も成功をおさめた日本人企業であり、同時に、クオンデ (Cường Đê, 1882-1951) によって率いられたベトナム復国同盟会 (Việt Nam Phục Quốc Đồng Minh Hội) を含むベトナムのナショナリズム運動と緊密な関係を持っていた。松下光広によって創業された大南公司は営利を追求する企業体という側面を持ちつつも、植民地下のベトナム民衆に強い共感を示

し、積極的にその独立運動を支援するという、アジア主義の立場を鮮明にしていた。こうした経済人の類型をここではアジア主義企業家と呼ぶことにしたい¹⁾。

松下光広や大南公司については、これまで、北野典夫の著作をはじめ、関係者へのインタビューにもとづく研究・紹介はなされているが〔北野 1985；平田 2011；牧 2012〕、同時代記録による検証は必ずしも十分とは言えない。本稿は、近年開放が進むフランス、ベトナム各地の「仏領インドシナ」時期のアーカイブズ資料を積極的に活用しながら、従来、政治家や知識人に比べ、あまり取り上げられることのなかったアジア人企業家の一事例として、フランス領インドシナ時代の松下光広及び彼の起こした大南公司に光をあて、「仏印進駐」期における経済活動、さらにクオンデヤゴ・ディン・ジエムらの民族運動への関与の実態、そこに表出するアジア主義の特質などについて、若干の検討を加えようとするものである。

創業者松下光広

大南公司創業期の記録としては、1974年、松下が郷土史家の北野典夫のインタビューに応じた記録がほとんど唯一のものである〔北野 1985〕。主としてこれにより、松下光広の略歴及びフランス領インドシナに基盤を築くにいたる経緯を追ってみよう。熊本県天草出身の松下光広（1896-1983）は、1912年1月14日、熊野丸に乗船し長崎を出発した。わずか15歳の時であった。熊野丸がベトナム最大の港湾都市の一つハイフォンに着岸すると、松下少年はそこから汽車で5時間ほど離れた内陸に位置するナムディンに移り、親類の家に落ち着いた。そこでまずベトナム語とフランス語を学んだ後、1915年には、ハイフォンで日本人の経営する池田洋行に入り、本格的に輸出入にかかわる貿易実務の基本を身につけた。1918年には、三井物産サイゴン支店に入り、精米施設のひしめくチョロンで当

時インドシナにおける最大の輸出品目であった米の取引に従事した。

こうした企業人としての見習期間を経て、1922年、松下は長年蓄えてきた5000ピアストルを資本金として、ハノイに大南公司を設立する。当初、大南公司は主として茴香や牛皮をフランスに、糯米を日本に輸出するなどの業務に従事していたが、1920年代から30年代にかけて、日本への漆輸出に力を注ぐようになった。もともと漆は手工業製品の材料として輸出されたが、1930年代に入り、自動車や車輛などに用いる工業用塗料の原料としての需要が急速に伸びていった。松下自身、1920年代後半から、日本への輸出に耐えうるよう、生産段階から漆の品質向上に取り組んでいた[湯山 2011]。こうした漆と糯米の順調な輸出に支えられて、1928年、松下は大南公司の本社をハノイからインドシナ最大の貿易港であったサイゴンに移転させた。

戦前期大南公司の企業活動

(1) サイゴン日本人商工会議所と松下光広

インドシナにおける日本企業による経済活動の進展は、経済の中心地であったサイゴンに商工会議所を設立する機運を高めた。1935年には、インドシナ総督府によって設立が許可され、東地正一が会頭に選出された。東地は、1936年から1941年にかけて、三井物産サイゴン支店長をつとめた[湯山 2013:112]。

この在サイゴン日本商工会議所設立案に関しては、外務省外交史料館に外務省記録が残されており、設立経緯やインドシナ経済事情についての興味深い分析を収録している²⁾。しかし、この商工会議所設立案に積極的に関わり、許可申請をはじめとして実務を担っていたのが松下光広であったことについては言及がない。筆者は、仏領期のコーチシナ総督府文書を保管するベトナム国家第2アーカイブズセンターにおいて、この事案に関する

る資料を発見することができた。以下、このインドシナ側のアーカイブズ資料をもとに、設立経緯を追ってみたい。

同センターの文書によれば、1934年9月21日、日本商工会議所設立許可を求める申請をコーチシナ総督に提出したのは、東地正一ではなく、サイゴン日本人居留民会会長をつとめていた松下であった³⁾。この設立申請はただちに認められたわけではなかった。フランス側が強い難色を示したためである。

とくに消極的な姿勢を示したのはコーチシナ総督の側であった。同総督のパジェスは、1935年1月26日、インドシナ総督府経済政策局に書簡を送り、以下のように述べていた⁴⁾。

商工会議所を創設する目的は、じっさい、規約に示されているように、日本とインドシナとの貿易を発展させることであり、相互的な両国間の生産物の交換—これらの生産物とは、まずもって、明らかに、日本で生産されたものとインドシナの米です—を増大させることを意味するとしても、私の側では何らの不都合はございません。

さて、最近の貿易統計の示すところでは、日本からの購入はますます減少しており、1933年の第一四半期には718トンにしか届きませんでした。

それゆえ、日本商工会議所の行動の唯一の明白な結果として、最終的に日本の生産物のインドシナへの輸入を促進することとなるでしょう。それはインドシナ現地の産品と競合させ、フランス本国の製品の輸入を妨げることになります。ああ、この結果は、まったく植民地における経済・関税政策に反するものであり、あまり受け入れられないし、すでに述べたように、地元産品の販路の増大に寄与することは疑わしいように思われます。

この商会は日本の領事館に設立され、パリの日本国名誉大使を会長

としているように、日本当局によって支援されていますが、もし日本の商人が、現在の日本・インドシナ間の通商の強化を望むならば、私には、それぞれの国が必要があれば、インドシナ産品の輸出の増大を通商協定により確認することが不可欠でしょう。かならず結果としてもたらされるべきは、互惠の原則により、日本の植民地への輸入増大がはかられるべきだ、ということです。

この書簡が示すように、パジェスは商工会議所設立を認めることで日・仏印間交易が拡大し、フランス本国及びインドシナ現地の産業が衰退することを何より恐れたのである。日本・インドシナ間の貿易促進をうたっている以上、同会議所の活動範囲をインドシナ全体に拡大すべきこと、それにともない、インドシナ総督の同意が必要である旨を返答したし、申請書の形式についてもフランス側は多くの注文をつけ、会議所の規約、職業・住所を明記した役員名簿を添付するよう求めた。【表1】は、インドシナ総督府に松下らが提出した役員の一覧である。サイゴンだけではなく、北部・中部で商業活動を展開していた日本人が構成員とされたことがうかがえる。また、規約の原案では同商工会議所がサイゴン日本領事館内に設置されると明記していたが、外交特権を享受することになるとしてフランス側はこれにも異を唱えた⁵⁾。そこで松下光広が大南公司の本店を置いたジョルジュ・ギヌメー街7-9番地が商工会議所の所在地として届けられることとなった。

しかしまもなく、松下光広の「仏印」での事業展開に思わぬ障害が出現した。日本に一時帰国中、松下はフランス警察による自宅及び事務所の家宅捜索を受け、本人不在のまま起訴され、8年間の要塞禁固ないし国外追放処分の決定が降されたのである〔北野1985:246〕。

ただ、追放処分の背景をめぐっては、1939年、南洋協会における講演「仏領印度支那より帰りにて」において、松下自身が以下のように言及している〔松下1939:42-43〕。

【表1 在サイゴン日本人商工会議所会員リスト】

氏名	企業名	役職名	住所
TOHCHI Masakazu (東地正一)	サイゴン三井物産支店長	会長	25 Rue Taberd, Saigon
KATOH Toshio	日本政府商業通信員	名誉会員	Rue d'Arfeuille, Saigon
YOKOYAMA Seishu (横山正脩)	鉱石輸出業	名誉会員	Bd. Bonal, Haiphong
SHIOTA Keijin (塩田啓人)	Shiota & Co. (塩田商会)	副会長	142 Rue d'Espagne, Saigon
MATSUSITA Mituhiro (松下光広)	大南公司会長	副会長	9 Rue Georges Guynemer, Saigon
MORISE Isamu	Morise & Co. (森瀬商会)	会計	70 Bd. Bonnard, Saigon
MURAKAMI Katsuhiko	大南公司支店長	会員	134 Rue d'Espagne, Saigon
KYU REN SHIN	Daulien Tinh 商会社主	会員	67 Bd. Bonheure, Cholon
SHU KIN PAKU	Fook-Chuan-Seng 商会社主	会員	48 Bd. Bonheure, Cholon
MIWA Takashi	三井物産副支店長	会員	178 Rue Paul Blanchy, Saigon
NISHIZAKI Mitsugu	カインホイ森瀬商会代表	会員	71/73 Fonck Khanh-Hoi, Saigon
KIM SO RITTSU	Chungil 商会社主	会員	43 Rue Cononel Grimaud, Saigon
VRINAT, G.Y.	C.Y.Vrinat S.A. 取締役	会員	16 Rue Colonel Grimaud, Saigon
KO TO KO	三井物産会社仲買人	会員	25 Rue Peiho Binh-Tay, Cholon
MIZUTANI Otokichi (水谷乙吉)	Mizutani 商会社主	会員	20 Bd. Henri Rivière, Haiphong
NAGASHIMA Kikuo	Nagashima 洋行社主	会員	40/42 Bd. Paul Bert, Haiphong
EBARA Kichinosuke	Ebara 商会社主	会員	51 Bd. Henri Rivière, Haiphong
TAKEUCHI Matsujiro	Yasuda 洋行支店長	会員	4 Bd. Paul Bert, Haiphong

氏名	企業名	役職名	住所
OKU Kazuo	Ikeda 洋行社主	会員	23/24 Rue Chinoise, Haiphong
ISHIKAWA Tokuo	フランス商会秘書	会員	3 impasse Alland Avenue Paul Doumer, Haiphong
KUROSHIMA Akira	石山ホテル社主	会員	63/64 Bd. Bonal, Haiphong
MAWATARI Kihachi	Mawatari 商会社主	会員	31 Avenue Clémenceau, Haiphong
WATANABE Tohichi	Watanabe 商会社主	会員	20 Rue Richaud, Hanoi
YAMADA Ryutaro	Yamada 商会社主	会員	96 Rue Juels Ferry, Hanoi
ODA Naohiko	小田ホテル社主	会員	49 Rue Vieille des Tasses, Hanoi
SUMIDA Kohichi	Tajima 商会代表	会員	17/19 Rue de la Citadelle, Hanoi
KIKUCHI Ichinosuke (菊地市之助)	Kikuchi 商会社主	会員	Rue de Duvillier
SHIMOMURA Satoshi	Shimomura 商会社主	会員	54 Rue de Tien Tsin, Hanoi
MATSUDA Satoshi	ハノイ斉藤商店支店長	会員	60 Rue Jules Ferry, Hanoi
YAMADA Kiyoshi	ハノイ大南公司支店長	会員	83 Rue des Panier, Hanoi
NINOMIYA Matsuhisa	Ninomiya 商会社主	会員	Jerdan Tourane, Annam
TAKATANI Makinosuke	ニャチャン大南公司支店長	会員	21 Route Marché, Nhatrang
KATOH Tukasa	日本語通訳	会員	Nhatrang

[Sources: TTLTQG2/GOUCOCH/17253]

併しながら私が仏印に渡航しまして以来こゝに二十数年、日仏印間の通商関係は良好であつたか、又日本人は自由に発展し得たかと云ふと、私はこれを否定しなければならないのを悲しむものである。即ち通商関係を見ますと、昭和七年成立の関税協定によつて従来殆ど禁止的であつた関税が稍々緩和されたのであるが、それも束の間、実施僅に一年にして仏印側が頻々と関税を引き上げ始めたので、我々は一体協定の精神が尊重されてゐるのかどうか疑はざるを得ない状態となつてゐる。……（中略）……

ともかく現在日仏間に蟠る感情問題と云ひ、通商問題と云ひこの儘に放置して置くことは、我が国にとつても亦此の広大な領土を極東に持つフランスにとつても非常に不利であると云ふ建前から、私は西貢の一仏字新聞を指導してこれを堂々主張させて来たのであるが、其新聞の社長も私共の家宅搜索の一週間許り前検挙されたさうである。

高関税のため仏印からの輸入が 1000 万円ないし 2000 万円にのぼりながら、日本から仏印への輸出が 400 ～ 500 万円に留まっていること、徳川時代初期ですら数千人に達していた在留邦人がわずか二百数十人にすぎない現状等を、サイゴンの仏字紙に批判的にとりあげさせたことが、家宅搜索と仏字新聞社長の逮捕につながつたのではないかとの見方を示している⁶⁾。

この仏字紙とは、1938 年 10 月に摘発され停刊に追い込まれた『アレルト』(*l'Alerte*) を指している。サイゴンの日本領事館は *l'Alerte* 刊行費用として、毎月 300 ピアストルを提供したことが明かとなり、フランス当局は、外国へのスパイ活動の容疑で、10 月 14 日、同誌の社長であつたフォクノ (Fauquenot) を逮捕し、翌年、15 年間の禁固刑の判決を下した [Trần 2005: 146 ; Meyers & Tran 2006: 31-32]⁷⁾。松下自身も講演で述べているように、本人不在のまま大南公司本店がフランスの軍当局により家宅搜索を受けたのは 10 月 18 日のことであつた。松下の再渡航査証の発給申請

に対し、インドシナ政府は、1940年1月になっても、「調査ノ結果本人ガ
 仏国法律ノ在留外国商人ニ要求スル正シキ態度ヲ必スシモ厳守セザリシ理
 由ニ依リ其ノ仏印復帰ヲ許可スルコト能ハザル旨」の解答を寄せ、許可を
 与えなかった⁸⁾。その間、松下は、大南公司の社長の任にありながら、日本・
 タイで事業を展開せざるを得なかった。

ただこの『アレルト』事件について、後年北野典夫とのインタビューの
 なかで、松下が、クオンデらの民族運動への関与が疑われた結果だと述べ
 ているのは、1941年の再渡航以後に民族運動への関与を本格化させた自
 らの経験を投影させた結果であろう。松下自身が示唆しているように、イ
 ンドシナ政庁の保護主義を基調とする一連の対日政策への批判、メディア
 をつかって親日的な記事を登場させたこと、さらに編集長の自宅より海図
 などが発見されたこと等が当局の忌避に触れたと理解するのが妥当なよう
 に思われる⁹⁾。

(2) 大南公司の株式会社化 (1944)

1940年9月、「仏印進駐」を果たした日本は、フランスと経済交渉を開
 始し、翌年5月6日、「仏領印度支那ニ関スル日仏居住航海条約」・「日本
 国印度支那間関税制度・貿易及其ノ決済ノ様式ニ関スル協定」など一連の
 経済協定、いわゆる「日・仏印経済協定」を締結した。これにより、「仏
 印」側は日本に最恵国待遇を付与し、従来の高関税を本国並に引き下げる
 ことに同意した [立川 1999: 44; 白石 1986: 43]。「仏印」側からすれば、
 確かにそれは大幅な譲歩であったであろう。しかしヴィシー政権下のフラ
 ンスはイギリスなど連合国側から厳しい経済封鎖措置を受けており、日本
 を貿易相手国として選択せざるをえない状況に置かれていたのである。

こうした国際関係の変化は、松下にインドシナへの再入国と同地での新
 たな活躍の場を与える契機ともなった。1940年12月16日、「〔インドシナ〕
 総督ヨリ在河内佐藤総領事ニ対シ書簡ヲ以テ総督ヨリ日本国民ニ対スル仏

印政府ノ好意ヲ示ス為メ松下ノ仏印渡航ヲ承認スル旨」が伝えられたのであった¹⁰⁾。1941年、松下はようやくインドシナへの再入国を果たし、日・仏印経済協定締結の流れを受けて各種事業の拡大を推し進めた。

松下は取扱業務の拡張をめざし、コーチシナ総督府に各種の許可申請を行っていたことが、ベトナム国家第2アーカイブズセンター所蔵文書から確認できる。1941年9月には、米・粳・二次産品・ゴム・小麦の輸出入業務に従事することが認可され、1942年4月15日には、公共・民間建設事業への参入及びサイゴン・チョロン地区での薬品貯蔵庫開設許可、1943年8月31日には、チョロンにある石鹼工場の経営権を取得し、同日付で大南会社が日本より輸入した商品の販売と現地生産物の購入を行うためのカントー支店の開設が認められた¹¹⁾。

こうした業務拡大の流れのなかで、大南会社は株式会社化を志向するようになった。1922年、ハノイに設立された大南会社は法人格上は個人商會にとどまるものであったが、1943年には、株式合資会社 (Société en Commandite par actions) とする申請をコーチシナ総督府に提出した。株式総額は400万ピアストルからなり、額面100ピアストルの株券4万枚が発行され、3万2800枚を筆頭出資者である松下光広が所有し、他の株券を、日本国籍を持つ12名の従業員が申し込むこととされた。この会社の存続期間は50年とされ、最も広範な権限とともに松下自身による管理が保証されるとした¹²⁾。

この申請は、1943年12月、コーチシナ総督府の認可を得た。【表2】は、大南会社がベトナムのみならず、カンボジア、タイ、シンガポール、ヤンゴン、海南島各地に設

【表2】大南公司支店一覧

本店及び支店	住所
Saigon	7-9 rue Georges Guynemer
Hanoi	14, rue Jauréguiberry
Haiphong	56, rue Paul Bert
Phnompenh	24-26, Quai Lagrandière
Bangkok	734, Siphya Road
Shonan (Singapore)	104-106, Robinson Road
Penang	
Rangoon	438, Matyaute
Haihow (海口)	

立した支店の一覧であるが、大南会社が、「北部・南部仏印進駐」を機に、急拡大していった情況を示すものといえよう。

松下光広は、1945年2月16日、海軍省経理局長宛に事業資金500万円の借入を申し入れたが、その際に提出した「事業資金借入方御斡旋御願ノ件」と題する文書には、大南会社の沿革と現状が松下自身の手で以下のようにまとめられている¹³⁾。

弊社大南公司ハ大正十一年河内市ニ創設サレ次イデ昭和四年本店ヲ西貢市ニ置キ昭和十八年資本金四百万圓ヲ以テ合資会社組織トナス。在仏印三十年余ニ及ブ松下光広ノ責任経営ニヨルモノナリ。先ニハ専ラ輸出入貿易業ニ従事シ仏人華僑等現地商社ニ伍シ銳意日本商權ノ拡張ニ努メ支那事變ノ起コルニ至ッテハ種々ナル困難ヲ廢シ鉄鋼等金属類及原皮其他ノ主要物資ノ蒐集ヲナシ内地輸出ヲナセリ。

爾來皇軍仏印北部南部進駐ニ際シテハ全社員ヲ拳ゲテ各般ノ軍命ニ當テ海軍航空基地ノ建設及ビ軍需品ノ緊急輸送業務ニ従事セリ、更ニ大東亞戰爭勃發シ皇軍ノ赫々タル戦果ハ広大ナル南方諸地域ヲ占領スルニ至リ兵站基地トシテノ仏印ノ経済的重要性又愈々其ノ大ヲ加ヘタリ、依而此等諸地域ニ於ケル軍需ニ応ズベク開發生産建設ノ各事業ニ逸早く着手シ軍御当局ノ御指揮御支援ニヨリ逐次規模ヲ拡大増産ヲナシ来リタリ、抑々仏印ハ現在迄第三国ノ形ニアリ。諸經濟事情専ラ仏印ノ統制下ニアリ。從而華僑安南人等現地人ノ対日協力自ラ消極的ニシテ往々ニシテ仏印政府ノ直接間接ノ妨害モ少カラザルモノアリ。長年ノ現地地盤及ビ事情ノ認識ヲ以テシテモ各種事業ノ完遂ハ種々ナル困難ヲ伴ヒタリ、幸ニシテ軍当局ノ推進ニ依リ漸次結実ヲ見ツツアル現情ナリ。

「仏印進駐」後の事業展開が日本軍からの受注に大きく依存するもので

(42)

あったことが読み取れる。とくに建設事業の分野への進出が目立つ。大南会社が請け負った工事として前掲文書には以下の事業を挙げている。

海軍西貢基地諸施設建築工事（昭和十六年完成）
　　〃ズドモ〔トゥザーモット〕基地諸施設建築工事
　　〃ソクトラン〔ソクチャン〕基地諸施設建築工事
右ニ対スル資材運搬及納入
陸軍プノンベン基地諸施設建築工事及ビ資材納入
　　〃西貢基地格納庫建築工事
　　〃クルカン基地格納庫建築工事
仏側ショロン〔チョロン〕市政庁建築工事
ショロン慈善病院病舎建築工事
海軍冷蔵庫建築工事
海軍管理大南公司製材工場建築工事
海軍ナトラン〔ニャチャン〕基地建物解毀工事

1944年度の実績では、大南公司是総額850万ピアストルに達し、1945年度には、ニャチャン基地建設工事など、総額1100万ピアストルに達する事業展開を見込んでいた。

軍用米等食糧の確保もまた、大南公司の重要な業務の一つであった。たとえば、前掲文書は、「現在精米事情ハ一般劣銀高騰ト初値統制ノタメ作付減少著シク又奥地貯蔵多ク出廻り薄ナリ。且仏側精米割当ノ仏工場ニ厚ク一般割当少キタメ精米運営操短止ムナキ実情ナリ」と記し、1945年2月当時、軍用米の確保が極めて困難な状況にあったことを伝えている。

じっさい、この時期に先だち、1943年から1944年にかけて、米穀調達をめぐり、ベトナム北部地域を統括していたトンキン理事長官府とのあいだで紛争が発生していたことがフランス側の資料から確認できる。日仏経

済協定締結後の大南公司の新事業展開として、米穀交易への参入が認められたことはすでに触れた通りである。いっばんに、インドシナの米穀市場においては、仲買人ないし粃商から必要金額を委託された採集者が農民より粃を購入し、仲買人ないし粃商に納入する形態がとられた。そのうえで粃商から精米業者により精米されるが、中心的役割を担ったのは、チョロン、ハイフォン、プノンベン、ハノイ等の大都市に散在する粃商であった〔満鉄東亜経済調査局 1942：135-138〕。しかも、「公認された商人のみが生産者より精米及び粃米を購入できる」ものとされ、ベトナム北部で米穀の購入を目指した三菱商事会社もこれら公認の粃商をつうじて米穀を調達せざるをえなかった¹⁴⁾。

これに対し、大南公司は、日本軍のもとで働く労働者向けの食糧を調達するという名目のもと、1943年9月、バクニン省イエン・フオンの大農園主ヴー・ヴァン・アン (Vũ Văn An) との間で農園の租借契約を結んだ。そのうえで、翌年7月、イエン・フオン農園で収穫された5トンの米をバクニンからフンイエンまで運ぶ許可をインドシナ政庁に求めたが、これに対し政庁側は、ヴー・ヴァン・アンが大南公司与正規の契約を結んでいないことを理由に許可を与えなかった¹⁵⁾。不許可とされた背景には、当時、糧食の調達に苦しむトンキン理事長官府が、米穀の統制を強化しはじめていたことがあげられる。1943年12月、理事長官府側は所蔵している粃米及び精米の貯蓄量の申告を生産者に義務づけていた¹⁶⁾。

1944年8月21日、トンキン理事長官府はヴー・ヴァン・アン農園にインドシナ警備隊を派遣し、貯蔵米75トンの査察と封印を実施した。この貯蔵米は本来フランス側に引き渡されるはずであったが、ヴー・ヴァン・アンが納入を拒否していたものであった。当日は責任者不在のため、封印のみを実施し、翌日、封印書類へのサインを求めて同農園を再訪したところ、同農園に派遣されていた大南公司社員の梶谷俊雄は、拳銃を手にして抵抗し、フランス当局の徴発を阻止した。いわゆるヴー・ヴァン・アン農

園事件である。事件後の9月20日、大南公司側は、松下光広代理人でありハノイ支店長でもあった久我信逸の名義で、遅ればせながら、トンキン理事長官宛にヴー・ヴァン・アン農園と租借契約を結んだことを報告した。この報告では、租借地は100トンないし110トンの収穫を見込める653マウとされていたが、理事長官の出頭命令を受けた梶谷の供述によれば、ヴー・ヴァン・アン農園は、5月収穫田400マウ、10月収穫田800マウを中心に、全体で1327マウ（約478ヘクタール）にのぼる広大なものであった。

事件後、トンキン理事長官府内では、米の割当政策に対する規則違反であるとして大南公司の訴追を求める強硬案も出たが、結局、理事長官による大南公司ハノイ支店長の召喚と「きついお小言」で十分と判断され、和解が成立したようである。

梶谷の後年の回想によれば、ヴー・ヴァン・アン農園に査察隊が送り込まれたのは、日本軍の経営する麻袋工場に優先的に産米が提供された結果、同農園からインドシナ政庁側への米穀供出が十分になされなかったことによるものであった。バクニン理事官の召喚を受けた際にも、大使府の襄田ヴー・ヴァン・アン総領事の助言を得て、大南公司側は「すべて日本軍の命令に依って武文安の米を買い上げたもので、日仏協定に基づいて行動している」と主張した〔梶谷 2001：36〕。いずれにせよ、ヴー・ヴァン・アン農園事件は、ベトナム北部における米穀供給が逼迫するなか、米穀確保をめぐりインドシナ政庁と日本軍との間で高まりつつあった政治的緊張を示しているといえよう。

ヴー・ヴァン・アンはフランス留学経験を持つ農業技師で、染織技師として成功をおさめたが、ゴー・ディン・ジエムにつながる親日派独立運動家としても知られた人物であった〔武内・宮沢 2015：294-297〕¹⁷⁾。この一件はまた、厳しいインドシナの経済統制のなかで、事業を展開していくために、大南公司がベトナム民族運動との結びつきを深めていかざるをえなかったことを象徴的に示しているともいえるだろう。以下に、再入国以

後、松下がかかわりを持ったベトナム民族運動を振り返っておくことにしたい。

越南独立同盟会とその周辺

(1) クオンデ、大川周明との交流

松下光広は商業活動を展開させていくと同時に、しだいに植民地下ベトナムのナショナリズム運動に深い共感を寄せるようになった、と述懐している。終生関わりを持つことになる阮朝の王族クオンデとの交流は、そうした松下のベトナム・ナショナリズムへの深い共感から生まれたものであった。松下光広の回想によれば、早くも1921年から、日本に亡命していたクオンデとの文通がはじまり、台湾を訪問していた1928年、たまたま台北滞在中のクオンデと面会する機会を得たという〔北野1985: 263〕。しかし、松下が積極的にアジア主義者との接触を深め、ベトナムの民族運動に本格的に関わるようになるのは、1938年、前述の追放処分以後のことであり、大川周明との交流が生まれたのも、この追放時期のことであった〔北野1985: 250〕。

今日残されている大川周明の日記には、昭和18年2月18日、読売新聞西貢支局長より松下の手紙を手渡されたことが記されている〔大川周明顕彰会1986: 239〕。しかし、両者の接触はそれ以前に溯るとみてよい。大川周明は、1938年、全国より青年20名を募集し、東南アジアをはじめアジア各地で活躍する人材の育成を目的とする東亜経済調査局附属研究所（通称大川塾）を発足させたが、翌年12月、1期生の加藤鉄三が卒業を待たずに徴兵されそうになった際に、松下は大南公司バンコク支社に加藤を入社させることに同意している。松下が大川周明に敬意を表していたことを端的に示す行動であり、じっさい大南公司は同研究所卒業生の主要な受け皿の一つとなり、戦中・戦後をつうじ、18名の大川塾生が大南公司に

就職したという [大塚 1987 : 44]。

いっぽう、海外ベトナム独立運動の象徴的存在であったクオンデは、1939年、上海においてフランスからの独立とベトナムの復興を掲げ「越南復国同盟会」を設立した。1940年1月14日付の大川周明の日記には、「午後研究所に粕谷哲策君及び南一雄君来訪。……南君は台湾にて活動中で、月末にはまた台北に赴くとのこと。」[大川周明顕彰会 1986 : 207] とあり、南一雄を自称していたクオンデが、東亜経済調査局附属研究所を訪れていたことが確認できる。当時、クオンデは台湾総督府に招かれ、ベトナム語放送に協力していた。大川周明とクオンデとの接触の契機は必ずしも明かではないが、大川を中心に設立された猶存社系の人士が名を連ねた大亜細亜協会にクオンデが参加していたことが端緒となったものと思われる。

復国同盟会が中心となり組織した「復国軍」は、中国・インドシナ国境地帯において、1940年に反仏蜂起に踏み切るが、期待した日本軍の積極的支援を得ることができず、無残な敗北を喫した [白石 1982 ; Shiraishi 2005]。

とくに緊密に交流を重ねていたことがうかがえるのは、1943年から1944年にかけてである。1943年1月1日の日記には、「仏印より南一雄氏への最初の送金一万余円を外務省より受取りて同君に手交す」とある [大川周明顕彰会 1986 : 235]。「仏印」からの送金とは、在ベトナムのクオンデ支持者より寄せられた献金を指すのであろう。

大川周明は戦時中、しばしば上海・北京等を訪れたが、1943年6月28日の日記には、「南〔一雄〕君に託されし、三通の書簡を安南人に手交するため馳駆し、漸く其の一人を捜しあて、他の二通を託す」と記すように、クオンデと海外ベトナム人民族主義者とのネットワークの構築には労を惜みず、協力的であった [大川周明顕彰会 1986 : 260]。

クオンデ自身が大川の主宰する東亜経済調査局附属研究所にベトナム人青年を紹介することもあった。1950年、クオンデはベトナムへの帰国を

試みるもののフランス側から上陸を拒否され、日本に再入国せざるをえなかったが、クオンデに同行したグエン・ヴァン・バー (Nguyen van Ba, 1911-?) は、サイゴンに到着後、フランス当局に抑留された。その際に作成された供述調書が残されている。この調書から、戦時期のクオンデと大川塾との関係の一端をうかがい知ることができる¹⁸⁾。バーは、ベトナム南部ゴコンの出身で、1941年までハノイ大学医学部に学んだが、母の病気によりサイゴンに戻っていた。1943年8月13日、生活苦と精神的不安から香港への出航を決意し、日本の小型船に乗り込んだ。しかし、インドシナや香港近海はアメリカの潜水艦の攻撃にさらされる危険があったので香港には立ち寄らず、台湾に寄港した後、1943年9月2日ないし3日に門司港に上陸した。この船に乗船していた2名のベトナム人とともに、バーは東京に送られ、「Ogawa 研究所 (Institut Ogawa)」と呼ばれる研究所に入所した。

しかし、バーらはこの塾の教育方針と合わなかったらしく、何度も別の施設への移動を求め、かつその度に拒否されたことから、ある老ベトナム人、すなわちクオンデに助けを求め、Ogawa 研究所から桜上水にある寮に移った、という。このOgawaなる人物は、「頗る影響力のある政治家で、黒龍会という秘密結社のメンバーである。〔この研究所は〕外国でのスパイを養成するための施設で、ここでは、フランス語・英語・ドイツ語・アラビア語・エジプト語などすべての言語が教えられていた」¹⁹⁾。黒龍会メンバーとしているのは誤伝であるが、Ogawaが大川周明の「大川」の訛音であることは明かである²⁰⁾。「アジアの復興」すなわち植民地からの独立に献身する人材の養成を目的としたOgawa 研究所すなわち大川塾は、インドシナ警察の目から見れば、単なるスパイ養成機関としてしか映っていなかったのである。

1943年10月10日付大川周明の日記に「昭和十八年十月十日 南一雄君来り、瑞光寮内の安南青年三名寮長に叱咤せられ、帰寮を欲せずとて善

後策を相談に来る。適当の家を見つけて別個にさせる外なし」とあるのは、バーらベトナム人青年たちが大川塾の精神風土になじめず、クオンデの仲介で別施設への転居を求めた事情を指しているのであろう。

バーら3名は、新たに桜上水にある“Ryo (寮)”に居住することになった。この寮は、ベトナム・シャム・インドの3部からなり、ベトナム部には、10名のインドシナ人が暮らしていた。バーは供述のなかで、クオンデに会うために台湾からやってきたが、まもなくクオンデの命により台湾に戻ったホアン・ナム・フン (Hoàng Nam Hùng)、「ハノイの商人」で日本にやってきたヴー・ヴァン・アン (前述の武文安を指す～引用者)、ハノイのジャーナリストであったヴー・ディン・ジー (Vũ Đình Gy)²¹⁾、医師のレー・トアン (Lê Toàn) らの名を挙げている。バーは日本語や『古事記』を学んだというが、桜上水にあったというこの寮は、松井石根が戦時中に病院を改造して設立した「如月会」の寮を指しているものと思われる [下中彌三郎事典編集委員会 1971: 395-396; 玉居子 2012: 186]。

如月会は松井石根により 1941 年に設立され、松井自らその会長に就任するとともに、クオンデが名誉会長に据えられた。詳細なクオンデ伝を著したチャン・ミー・ヴァンは、クオンデとベトナムの多様な政治グループを結びつけた人物として松井石根を挙げている [Trần 2005:166]。

松井はじっさい、1933年に結成された大亜細亜協会の創立メンバーの一人であり、クオンデと知り合ったのもその頃からであった。とくに、五・一五事件で犬養毅が暗殺された後は、クオンデの有力な経済支援者となっていたし [白石 1982: 25]、東亜経済調査局附属研究所での講演を引き受けるなど、大川周明とは親密な関係にあった。

バーが供述のなかで挙げている「如月会」寮の住人ヴー・ディン・ジーおよびレー・トアンの来日についても、松井は深く関わっている。1943年7月、南洋視察旅行の途次、「仏印」に立ち寄った松井石根は、ダラットで記者会見を開き、自分がクオンデの友人であり、フランスはベトナム

を離れるべきだ、と言明し、ベトナムの民族主義者たちに強い刺激を与えた [Trần 2005: 166]。

クオンデは、1943年12月8日より、日本人記者のインタビューに応じ、自らの生い立ちと日本での活動を語ったことがあり、戦後に回想録としてまとめられた。この回想によれば、ジャーナリストとして有名であったヴー・ディン・ジーは、フランス政府から2度投獄された経験を持ち、1936年、東方自治党 (Đông -Phuong Tự Trị Đảng) を組織した。この団体は、1941年には、愛国団 (Ái Quốc Đoàn) に名称を変え、北部で影響力のある愛国団体となったが、多くの日本人に庇護されていたことから、フランス政府はジーを逮捕できないでいた。その後、日本軍により海南島に送られ、かつ南仏印派遣軍報道部員としてサイゴンに戻り、日本軍のなかで1年半生活したのち、今年の2月に東京にやってきた、という [Cường Đê 1957: 137-138]。

このクオンデの回想には若干の補足が必要である。1944年3月、東京でヴー・ディン・ジーを接待した印度支那産業社員内川大海は、後年の回想のなかで、愛国党は太平洋戦争が始まってから組織され、有産階級や青年層に多数の党員をもち、特にハノイ大学の学生・医師・建設運輸の技術者等の間に、細胞組織を広げ、「仏印」軍内部にも、多くの同調者をもち、委員長はハノイの医師ゲエン・スアン・チュー (Nguyễn Xuân Chũ) であり、愛国党情宣部長の地位にあったジーを1943年1月に日本に派遣した、としている [内川 1993 : 164-165]。

ゲエン・ヴァン・バーの供述によれば大川塾から如月会の寮に移ったのは1944年3-4月頃であり、同年3月、二度目の来日を果たしたジーに東京で面会したとする内川大海の回想とも符合する。おそらく、1943年1-2月にジーは最初の来日を果たし、翌年3月頃、再来日したものと見られる。日本側の誰がこのジーの帰国と再来日を企画したかは必ずしも明かではないが、1941年10月の時点で、フランス側の警察機関が、ヴー・ディン・ジー

について、以下のような情報を把握していたのは注目にあたいする²²⁾。

かつてのトンキンのジャーナリストであるヴー・ディン・ジーの活動については以下のことがはっきりしている。すなわち彼は日本軍において重要な役割を演じており、“現地人政治問題責任者”となっているようである。この人物は実際に、アンナン人のスパイを集め、大亜細亜協会の支部をコーチシナに組織する活動に従事している。彼は同様に、クオンデをアンナンで即位させようとしているアンナン人の党派とも関係を持っており、その本部は現在台湾にある。……（中略）……

ヴー・ディン・ジーは多くの日本人官吏と関係を持っているが、とくに日本の秘密工作に頗る影響力のある情報員の松井と特に親密な関係がある。

軍事アーカイブズ局によると、3名の重要な大亜細亜協会の日本の宣伝員が数ヶ月前にコーチシナにやってきたようだ。その一人は、日本のかつての将軍で、特に大亜細亜協会の設立を監督する任務を帯びているという。

松井が松井石根を指していることは間違いないであろう。如月会寮に居住していたことも松井石根及びその関係者が関与していたことを物語るものである。

ジーの動向が再び記録に現れるのは、1944年7月のことである。すなわち、サイゴンで第38軍参謀となった憲兵隊中佐林秀澄と面会したのである。1944年1月末にサイゴンに着任した林秀澄は、「明号作戦」によるフランス植民地体制の解体＝「仏印武力処理」後の統治プランの作成を任せられ、ベトナム民族運動諸団体の研究を進めていた。「日・仏印経済協定」はフランス側の日本駐屯軍への協力を規定していたが、戦況の悪化は、フランス側の非協力をしばしば引き起こしていた。インドシナ駐屯軍の駐屯

費用の決済にはインドシナ銀行の発行するピアストル紙幣に依存しなければならなかったことから、インドシナ総督府を過度に刺激する行為も自粛しなければならなかったのである。「仏印武力処理」構想が浮上してくる背景の一つに、経済面でのこうした膠着状況の存在も無視できない。

ジーは、陸軍参謀本部永井八津次の書簡を提示し、ベトナムの独立を強く希望する活動家 20～30 人を推薦してほしいこと、選考等にジーがかかわることなどを求めた。松井石根ら独立支持派の意を受けたこうした活動家派遣要求は、フランス側を刺激しかねないとして慎重な対応を取る一方、林は「仏印処理」後の統治形態の研究を進め、日本軍による軍政施行よりもベトナムの自治能力を生かした独立プログラムを是とする方針を固めていく [林 1989]。

こうした独立構想を模索する過程で、林秀澄は、同年 7 月 22 日、サイゴンで日本軍に保護されていたゴー・ディン・ジエムとヴァー・ディン・ジーの面会を実現させた。これを機にクオンデを独立ベトナムのリーダーに据える新たな政治団体が成立した。ジエムとジーの属する愛国党との合同は、林の粘り強い統合工作の成果でもあった [立川 2000: 81-82]。

この林秀澄の工作にさきだち、ゴー・ディン・ジエムと日本軍との橋渡し役をつとめていたのが松下光広であった。バオダイ帝とともに進めようとした宮廷改革がフランスの圧力で挫折すると、ジエムは、安南保護国政府の吏部尚書の職を辞しフエに隠棲していたが、1942 年末頃より、「インドシナのすべてのナショナリスト党派を再統合する」プランを抱くようになった。中部を管轄するフランス警察は、1942 年、南部バクリュウ出身のカオダイ教徒で、「ベトナム愛国連団 Liên Đoàn Ái Quốc Việt Nam」の創設メンバーの一人であるチュオン・ケー・アン (Truong Kế An, 1899-1983) とジエムとが、1943 年 1 月に接触し、かつ、「ベトナム帝国を復興させ王位継承者であるクオンデを帰還させるために、日本・ベトナム間で同盟を結ぶことに夢中である」との情報を得ていた²³⁾。じっさい、ジエムは、

1943年に、自らの代理としてファン・トゥック・ゴー (Phan Thúc Ngô) を東京に派遣し、ベトナム国内の活動についてクオンデと協議させていたことが、クオンデの回想録から確認できる [Cường Đê 1957: 138]。

ジエムに最初に接触した時期について、松下は何も語っていないが、上記の経緯からすれば、ジエムの情報はクオンデ経由で伝えられたものと推測される。ともあれ、1943年10月に入り、逮捕の危機が迫っていることを知ったサイゴン駐在の松下光広は、ジエムに救いの手をさしのべた。同年新たに設立された大南公司トゥーラン支店に駐在していた片野健四郎 (大川塾2期生)・三浦琢二 (同1期生)、サイゴン本店勤務の西川捨三郎 (同1期生)ら大川塾出身の社員たちに命じて、ジエムをサイゴンまで案内させ、社員宿舎であった大南公司アラス宿舎に匿ったのである [立川 2000:75-76; 宮沢 2015:336]。1943年、大南公司に入社した西川捨三郎は、戦中期の活動を詳細なメモに残しているが、それによると、ジエムがサイゴンに保護される6日前、大南公司が日本軍へ供出する米穀の調達先としていた農場主ヴァー・ヴァン・アンもサイゴンを訪問し、西川と会談していた。前述したヴァー・ヴァン・アン農園事件の起こる一年以上も前のことである。また、同14日には、日本文化会館に勤務していた小松清をまじえ、ジエムと松下社長とのあいだで会談が行われていた [西川 2000: 14]。

ジエムはその後、いったんフエに戻ったが、1944年、中部のカトリック信徒を中心に「大越復興会 Đại Việt Phục Hưng Hội」を組織し政治活動を再開させた。同団体には、ハティンの巡撫であったチャン・ヴァン・リー (Trần Văn Lý) など中部の有力者も加わり、日本の支持のもと、政権の奪取を目指していたといわれる²⁴⁾。1944年中頃には再びフランス警察の知る所となり、ジエムに逮捕の危機が迫った。ジエムはフエ領事館書記石田昌男の助力を得て日本軍の軍用機でサイゴンに逃れ、逮捕を免れた [Miller 2013: 30]。林秀澄がゴー・ディン・ジエムとヴァー・ディン・ジーの会談を設定できたのは、以上のように松下や日本のフエ領事館スタッフ

の協力により、サイゴンの日本軍駐屯地に匿われていたことによるものであった。

ゴー・ディン・ジエム派と愛国党との合同によって、国家再建委員会 (Ủy Ban Kiến Quốc) が成立したが、そのメンバーとして名を連ねたのが、ゴー・ディン・ジエム、ヴー・ディン・ジー、ヴー・ヴァン・アン、北部の愛国党委員長で医師であったグエン・スアン・チュー、同じく医師で愛国党副委員長であったレー・トアンであった。二つの政治グループをそれぞれ代表するかたちで、レー・トアン、ヴー・ヴァン・アンの二人は、1944年10月、インドシナ駐屯軍の河村参郎参謀長が東京に出張するのと同行し、日本を訪問するにいたった [Trần 2005: 170; 立川 2000:83-84]。その定住先が、グエン・ヴァン・パーが供述しているように、桜上水にある「如月会」寮であったのである。

インドシナで親日派独立政権構想が具体化しつつあるとの情報は、1944年10月20日、重慶政府の国防委員会にも以下のように報告されていた²⁵⁾。

敵方は傀儡政権をつくり越南の政権を奪取するために、最近サイゴンで越南の親日派、すなわち復国党・大越党・復越党・国社党及びカオダイ教党らを招集し、いわゆる越南国家党・越南立憲会議・憲政計画法案について討議し、阮福民 (すなわちクオンデ) をアンナン皇帝兼越南臨時政府主席とし、ラオス、クメール両王をその副とするとしている。……

越奸らのこの種の計画はろくでもないもので滑稽に属するが、その企ては越南のすべてをフランスの手から日寇^{にほん}に移管しようとするものだ。たまたまフランスにより探知された情報によると、本年6月、中部の越奸の首領である阮卓・黎徳・范利・何日新・黄叔坑^{ママ}等が逮捕されたが、敵方の脅迫により釈放された。他の越奸、たとえば北圻の陳仲金・楊伯作^{ママ}、中圻の吳庭鑑 [= 吳廷琰] (さきの越南宮廷の吏部尚書で、

1939年辞職)・南圻の陳文印 [= 恩]・鄧文記らは皆な罪を恐れ敵軍司令部に庇護されている。敵方はすでにこの越奸たちをシンガポールに送り、阮福民・武文進・武廷継・阮文収(?)らと傀儡樹立工作について検討している。

北部からチャン・チョン・キムとズオン・バー・チャックが、中部からゴードン・ジエムが、南部からチャン・ヴァン・アンらが日本軍により庇護されたことを伝える。シンガポールで阮福民(クオンデ)らとの会合が持たれたというのは誤伝であり、じっさいには、チャン・チョン・キム、ズオン・バー・チャック、チャン・ヴァン・アンが保護されていたにすぎないが[白石 1982:36-37]、重慶政権側は国家再建委員会の成立を立憲会議・憲政計画として位置づけるとともに、クオンデをベトナム皇帝とするプログラムであったことを正確に伝えている。

しかし、林秀澄らが構想した独立プログラムは、1944年12月末、第38軍司令官として赴任した土橋勇逸の強烈な反対に遭い、「仏印処理」の政体については、「復国同盟会」の会主として独立運動の象徴的存在であったクオンデに代わり、フランス植民地体制下の現皇帝であったバオダイを擁立するという、大幅な修正が加えられることになった。

以上のように、アジア主義者大川の周辺に、クオンデ率いるベトナム民族運動にかかわる人々のネットワークが形成されていったのであり、松下光広もその一翼を担う存在であった。しかし、民族主義者グループをまとめ上げていく松下の組織能力がいかんなく発揮されたのは、大南公司の本店が置かれたサイゴンにおいてであった。

(2) 「越南復国同盟会」在サイゴン責任者として

松下光広はしかし、ジエム派の民族運動に援助を与えただけではなかった。クオンデの信頼を得ることで、サイゴンにおける「越南復国同盟会」

の現地責任者としての役割を果たしていたのである。1940年8月の復国軍蜂起以後も復国同盟会の活動は消失したわけではなかった。日本が採用したいいわゆる「静謐保持」政策は、独立運動への日本の関与に期待した民族主義者たちを幻滅させた。復国同盟会“会主”として、クオンデは日本が独立運動に支援を与えずヴィシー政権下のインドシナ政庁と共同防衛協定まで締結するにいたった経緯をベトナムの「同志」に説明するという極めて苦しい立場に立たされていた。たとえば、1941年9月26日、クオンデがレー・ナムとの連名で東京から発した書簡には次のように述べられている²⁶⁾。

昨年9月、わが国民は黄梁の夢から醒め、日本が撤兵しランソンから退去するのを見、7月がちょうど過ぎようとする日、インドシナにおけるフランスの主権をしっかりと守り、英米・共産圏のやからと対抗するために、日本がフランスと共同防衛協定を締結してからというもの、多くの受領した情報によれば、わがベトナム人100名中99名が怨みに思い失望することを免れなかった。

しかし実際は、国家の前途は悲痛な境遇には至っていない。日本の立場に立ち、今日、我々はその道に従うことだけだ。なぜなら、かなり大胆な理由なのだが、国際的な現状にしたがえば、その道には利益のみがあり、決して害はない。おまけに今日のヴィシー政府とドクー政権は、とるにたりない相手であり、行儀が良く扱いやすく、名前だけで実をともっていない。

それゆえ、日本は、甘美な平和の道を選んだのだ。いずれにせよ日本はまたすなわち各弱小民族国家を解放し、大東亜に幸福の礎を築くという目的を達することができる。確かに、日本は犠牲になること、無駄な血を流すことを恐れない。……

日本文化の礎にある根本的なものは、孔孟の教えであり、仏の教え

であるから、弱小民族に対する約束を捨て去り、帝国の侵略者どもとともにすることはありえない。

また、1942年4月、サイゴンの郵政当局は、東京の復国同盟会が同年1月17日、タイ在住ベトナム人にあてた同盟会メンバーに対する以下の書簡を押収した²⁷⁾。

1942年1月17日、東京

タイ国の若き協力者、復興者へ。

昨年12月末頃、「中央」はあなた方の最後の手紙（11月24日付）を受け取った。それ以前の手紙については、失われたものもあれば、何とか目的地に着いたものもある。このことは容易に理解でき、話しても無駄だ。

「越南復国同盟会」はまだ完全には崩壊していないが、現状では、協力がかつての十倍も難しい時期にある。あなた方はその理由を知っていると信ずる。一つには、インドシナ共同防衛協定の結果、協力は、以前のように公然と行うのではなく、慎重とならざるをえないからだ。もう一つは、現状では、インドシナはどこに帰属しているのだろうか。われわれは何十回も問いかけている。というのは、フランスがドイツに敗れた後、フランスの権力はヒトラー政権の支配下にあるからだ。これがわれわれが慎重とならざるをえない理由である。太平洋戦争の宣戦布告以来、極東の運命は日本の手にある。もし日本が勝利すれば、我々には解放への希望がある。もし戦争に敗れば、黄色人種すべてが地獄の底に墜ちるだろう。これが、われわれすべての東洋人が勝利まで協力するよう努力しなければならない理由なのだ。日本の勝利はわれわれのものであり、それは極東の勝利でもある。

協力は確かに困難さを見せているが、あなた方を落胆させはしない。タイ国の状況はまったく知らない。ここでは新聞からの知識すら得られないのだから。クオンデ侯の命令により、「越南復国同盟会」の支持者にわが目標、すなわちベトナムの独立を実現するまで、行動する自由を与えんとする理由でもある。

越南復国同盟会

レー・ナム

現在のところ、上記二書簡に名を連ねたレー・ナムなる人物が誰であるかは不明であるが、「越南復国同盟会」の有力メンバーであったホアン・ナム・フンであった可能性がある。

フランス側の残した警察資料は、「仏印進駐」後のベトナムにおいても、多様な民族主義者たちが、クオンデを“会主”とする「復国同盟会」との接触を継続していたことを示している。復国軍蜂起に失敗した後、チャン・ヴァン・アン（陳文安、または陳福安）は、1940年11月には中越国境のランソンからトンキンに入り、柴田喜雄と名乗り、復国同盟会の組織化をはかろうとしたが、1943年にはサイゴンで暗殺された²⁸⁾。

ベトナム南部において復国同盟会の支持者となったのは、越南人民統一革命党 (Việt Nam Nhân Dân Thông Nhứt Cách Mạng Đảng) 事件にかかわったチャン・ヴァン・アン（陳文恩, Trần Văn Ân, 1903-?) であった。この民族主義者グループは、元弁護士のズオン・ヴァン・ザオ (Duong Van Giao), ベトナム南部チャヴィン出身でフランス留学経験もある著名な医師グエン・ヴァン・ニャー (Nguyễn Văn Nhã, 1898-?) らによって創設されたが、1941年2月に摘発されると、ほぼ壊滅させられ、指導者はバラ山に送られ監禁処分を受けた²⁹⁾。こうしたコーチシナ総督府の弾圧政策により、いったんは沈静化したかに見えたベトナム南部地域の民族運動は、松下のサイゴン復帰によって、再び活性化の萌しを見せた。1945

年3月5日当時、在中国ドゴール派は、以下のように分析していた³⁰⁾。

1941年の中頃にコーチシナで組織されたいくつかのナショナリスト組織は、無秩序な活動をしていたにすぎず、彼らの影響はそれほど能力のない指導者の周囲に集まった個人的なグループにとどまっていた。

しかし、それらの多くはまもなく数ヶ月のうちに、日本の憲兵隊ないし松下という大南会社社長であった日本人商人の激励を受けた。松下は、“インドシナにおけるクオンデの代理人”であり、インドシナ南部における民間スパイのリーダーであった。

バラ山での監禁生活から解除され、サイゴンに戻ったチャン・ヴァン・アン（陳文恩）は、1942年5月頃から、日本の憲兵隊の庇護下で復国同盟会の活動を開始し、コーチシナにおける親日派政治団体の有力リーダーとなっていった。1944年9月には、シンガポールに移り、そこでラジオ放送に従事した。1945年3月9日、日本軍による「仏印処理」が発動されると再びサイゴンに戻り、「越南国家独立党」のコーチシナの指導者となるとともに、ベトナムの全面的な独立に向けて積極的な宣伝活動を展開し、雑誌『フンヴィエット（興越）』を主宰した。また、松下の後援を受けて、「越南振興会」執行委員長に就任したという³¹⁾。「越南振興会」は現地人経済関係者の協力を引き出すために、松下の発案により組織された経済協力機関である [北野 1985: 268-269]。

チャン・ヴァン・アンとともに、ベトナム南部における復国同盟会の有力支持母体として、1920年代後半以降、急速な広まりを見せたカオダイ教の存在をあげないわけにはいかない。実質的な教祖といえるレー・ヴァン・チュンの死去後、1938年、「護法」として教団内の最高権威の地位についたファム・コン・タック（Phạm Công Tắc, 1890-1959）は、「戦争が近づいている」、「日本はインドシナを占領する」、「我々は、この国を再び

征服するために、日本とイタリアを支持しなければならない」、「救い主たる龍は、いつ我々の国に現れるのか？ さもないと、クオンデ皇子は老齢に達し間に合わなくならざるをえないだろう」等の政治的メッセージを次々と「神の啓示」として発するようになった。

「護法」ファム・コン・タックが「国家のなかの国家」を目指しているとき、インドシナ総督は、1941年8月20日、ファム・コン・タックら重要な指導者たちをマダガスカル島西方のコモロ諸島に監禁することを決定し、同年9月27日には、タイニンの中央聖座及び領域内の主要な建物がフランス軍によって占領された。また、各地に設けられていたカオダイ教の布教施設、いわゆる「聖室」のうち、未認可のものはいうまでもなく、承認されていた既存の79箇所のうち15箇所が閉鎖され、カオダイ教の活動は著しく制限されることになった³²⁾。

1940年から1941年にかけてのこうしたカオダイ教への弾圧強化は、信徒たちに強い不満を呼び起こしていた。1940年8月、サイゴンで「東亜聯盟及東洋維新会会主阮彊柢」と宛名書きされた封書を所持していたカオダイ教徒が逮捕された。この書簡の発信者はベンチュエに拠点を置くカオダイ教の分派「先天派」の指導者グエン・ビュー・タイ (Nguyễn Bửu Tài, 1881-1958) であった³³⁾。タイは逮捕後の供述のなかで、「クオンデが、フランスがベトナム人に強いている奴隷的なくびきから自由にするために有効な介入を行ってくれるものと考えていた」と述べている。タイは、この手紙をサイゴンのグリモー街43番地にある Chungil 商会の日本人を介してクオンデに送るつもりであったと供述した。Chungil 商会は【表1】にあるとおり、KIM SO RITTSU という朝鮮人の経営する商店であり、1939年の時点でサイゴン日本商工会議所の会員の一人であった。

書簡のなかで、タイは、以下のようにクオンデに訴えかけていた³⁴⁾。

フランスのベトナムにおける支配が終焉を迎えるというのは大いに

ありうることである。保護国の軍の四分の三を天が減らしたのだから。にもかかわらず、コーチシナのベトナム人はなお厳しい抑圧状況下にある。

住民が単に抑圧されているだけでなく、現在カオダイ教の信徒もまた、そうした状況にある。法令により、1926年以來わが宗教が採用してきた卍の使用が禁じられ、集会や儀礼も禁止されている。最高指導者のファン・ヴァン・トン (Phan Văn Tông)、掌法のレー・キム・ティー (Lê Kim Ty) が森林のなかにあるバラ山に監禁された。このキャンプは一方は2ヶ所の衛兵に見張られ、もう一方は虎や豹が横行している。これらの人々がまだ生きていのかどうか分からない。

玉掌法の〔地位にある〕グエン・テー・ヒエン (Nguyễn Thế Hiên) と崇頭師のグエン・タン・ヒエン (Nguyễn Tân Hiên) は指定された住居への居住が義務づけられている。聖室は指導者の住居とともに家宅搜索の対象となった。すべての銀銭は憲兵によって押収された。

カオ・チュウ・ファット (Cao Triều Phát) によって創設された西部カオダイ教派に対してもわれわれと同じ手段がとられた。このセクトの100近い聖室が家宅搜索を受け、閉鎖された。……

カオダイ教先天派は、1934年、土木事業局の監視員であったレー・キム・ティーらが中心となり、タイニンのカオダイ教本部から分派したセクトであったが〔武内 2014〕、1939年には、天からの啓示と称して、12の官房からなる独自の行政機構「内閣」を組織するに至っていた。先天派もまた、タイニンのカオダイ教本部以上に、フランス側のいう「国家のなかの国家」を志向しはじめていたのである。グエン・ビュー・タイはそのなかで、「教育院 Hoc Viën (Section de l'Instruction)」の責任者でもあった。ちなみにこの「内閣」には、前述したようにゴー・ディン・ジエムと接触

したチュオン・ケー・アンが、「救済院 Chàn tê Viê (Section de l'Assistance publique)」の責任者として名を連ねていた³⁵⁾。

カオダイ教各派のうち、最大の信徒数を誇っていたタイニン本部の指導者ファム・コン・タックがマダガスカルに流刑となった後、タイニン派カオダイ教を率い日本と親密な関係を築いたのは教団内で一般布教者にあたる「教師」の地位を有するにすぎなかったチャン・クアン・ヴィン (Trần Quang Vinh, 1897-1975) であった。チャン・クアン・ヴィンはカンボジア芸術局の秘書であったが、1930年、カオダイ教の運動に参加し、カンボジアにおける布教責任者の一人となった³⁶⁾。

プノンペン在住のチャン・クアン・ヴィンもまた保護観察下に置かれたが、日本軍の協力により、同年9月、プノンペンからサイゴンに活動の拠点を移すことができた。ファム・コン・タックの流刑以後、カオダイ教団の新たな展開の契機となったのは、日本の憲兵隊の関与のもと、1943年2月、サイゴンに成立した「タイニン派執行委員会 (Comité de direction de la Secte de TAYNINH)」であり、その責任者となったのがプノンペンのカオダイ教「使節団」のチャン・クアン・ヴィンであった³⁷⁾。

1943年5月、チャン・クアン・ヴィンと新執行委員会メンバーは、クオンデを会長に仰ぐ「越南復国同盟会」への加入を決定した。これを受けて、クオンデはチャン・クアン・ヴィン宛てに以下のような書簡を送った³⁸⁾。

本日、7月25日、ドアのところに坐り、故国からの知らせを待っていた。その時、思いがけず、あなたがカオダイ教の全信徒を代表し私に送った喜びの手紙を受け取った。この手紙は、私をいたく喜ばせ、「6省 (コーチシナ) の人民が最初の皇帝の苦しみを忘れておらず、祖先が曾祖父であるザロン帝を愛し支えたように私を愛してくれているのだ」と大きな声をあげたのだった。…… (中略) ……

昨年8月、復国同盟会の神道の実践のために、私は松下光広に領袖

としてグループを率いるよう命じた。私はあなたをその副官とし、グループの指揮を同じようにあなたに委ねることに決めた。それゆえ、今の命令を受け取った後は、松下と連絡をとり、仕事のなかで踏みべき手続を研究するように。

あなたのカオダイ教の仲間が日本軍のなかで自発的に契約を結ぶという希望についていえば、日本当局が受け入れるならば、それは彼らに武器の技術を学ぶよい機会となり、将来に役立つであろう。それゆえ、この目的に向かって行動せよ。

この書簡から、クオンデが、1942年8月の段階で、松下に越南復国同盟会の現地責任者としての地位を与えていたことが確かめられよう。1943年7月、カオダイ教側がクオンデへの支持を表明したことで、クオンデの独立運動工作はより活性化されたし、1945年3月9日に実施された日本側によるフランス植民地統治機構の武装解除、いわゆる「仏印処理」以降、松下光広はチャン・クアン・ヴィンとともに、4千名にのぼる高台教奉仕隊を組織するに至るのである [北野 1985: 266]。

結びにかえて

日本の無条件降伏後の1945年8月22日、軍用機で台北に脱出し、台湾に一時潜伏したのち、松下は、日本への帰国を果たした。本稿で詳述したように、松下光広及び松下の起こした大南公司に関わった人々は、戦時期、ジャーナリストや知識人、さらには宗教指導者に至る広範な民族主義者と交流を持ち、その活動を支える存在であったが、戦後になってもそのアジア主義者としての心性が変わるところはなかった。1947年4月24日、松沢病院に入院中の大川周明を見舞っているのはその現れであろう。大川もまたその日の日記に「午後松下光広君夫婦加藤君の案内にて来る。

仏印の事業一朝にして瓦解、気毒なり」と記しているが〔大川周明顕彰会 1986: 424〕、まもなく大南商事会社として大南公司を再建し、1952年には、早くもベトナムでの事業の再開を目指し、ベトナム南部を統治していたフランス高等弁務官に対し、入国申請を行っている。

これに対し、警察局側が、高等弁務官に以下のような回答を行ったことが記録に残されている³⁹⁾。

1938年より反仏のスパイ活動を組織したことで知られる松下は、1945年の情勢のなかでインドシナを離れることに成功したが、フランスの各機関で働く人員が代わった機会をねらってインドシナに帰還するための許可を望んでいる。商業活動という名目で、彼は、かつての日本の汎アジア主義のために再び活動を行うだろう。

以前の反仏活動を理由として、警察局は今後、関係者が提出するであろうすべてのインドシナへの入国ビザ要求に対して、好ましからざる人物であるとする意見を発するものである。

じっさい、松下はジュネーブ協定によりフランスがベトナムより完全撤退し、ゴー・ディン・ジエム政権が成立するまで、再びサイゴンの地を踏むことはできなかった。

では、フランス側のいう松下の「汎アジア主義」を支えた論理はいったい何であったろうか。フランス側史料は、単にスパイというレッテルを貼るだけで、民族運動支援に駆り立てた松下の内的動機については全く言及していない。

松下のインドシナでの行動が、植民地体制下に生きるベトナム民衆への直截的な共感に支えられていたことはいうまでもない。しかし、植民地体制のもと、ベトナムは日本に極めて近接した地政学的位置を占めながら、経済・人的交流面で種々の制約を課せられていたのであり、松下の目には、

フランス当局のこうしたきわめて硬直した保護主義的経済統治体制が現地に生きる人々の生活向上にとっても足かせになっていると映じたであろう。そうした合理的な経済人としてのまなざしもまた、松下を「汎アジア主義」に接近させていった要因であったと見ることも可能なのではあるまいか。

[参考文献]

以下の略号を用いる。

ANOM: Archives Nationales d'Outre-Mer, Aix-en-Provence

TTLTQG2: Trung Tâm Lưu Trữ Quốc Gia 2, T.P. Hồ Chí Minh

党史館：中国国民党文化伝播委員会党史館（台北）

《日文》

内川大海（1993）『シルクロードの夢：ある青春の記録』安芸：私家版

大川周明顕彰会編（1986）『大川周明日記』東京：岩崎学術出版社

大塚寿男（1987）「松下光広氏の思い出」『みんなみ』17号

梶谷俊雄（2001）「鎮魂」『みんなみ』31号

北野典夫（1985）『天草海外発展史（下）』福岡：葦書房

下中彌三郎伝刊行会編（1971）『下中彌三郎事典』東京：平凡社

白石昌也（1982）「ベトナム復国同盟会と1940年復国軍蜂起について」『アジア経済』23巻4号

白石昌也（1984）「チャン・チョン・キム内閣設立（1945年4月）の背景：日本当局の対ベトナム統治構想を中心として」土屋健治・白石隆編『東南アジアの政治と文化』東京：東京大学出版会

白石昌也（1986）「第二次大戦期の日本の対インドシナ経済政策」『東南アジア～歴史と文化』15号

- 高津茂 (2013) 「両大戦期におけるカオダイ教と日本との関わり (上):『復国時期 1941-1946 におけるカオダイ教の歴史』を中心として」『東洋文化研究』15号
- 武内房司 (2014) 「先天道からカオダイ教へ:ベトナムに根づく中国近代の民衆宗教」武内房司編『戦争・災害と近代東アジアの民衆宗教』東京:有志舎
- 武内房司・宮沢千尋編 (2015) 『西川寛生「サイゴン日記」1955年9月～1957年6月』東京:風響社
- 立川京一 (1999) 「戦時下仏印におけるフランスの対日協力 1940-1945」『防衛研究所戦史部年報』2号
- 立川京一 (2000) 「第二次世界大戦期のベトナム独立運動と日本」『防衛研究所紀要』3巻2号
- 玉居子精宏 (2012) 『大川周明 アジア独立の夢:志を継いだ青年たちの夢』東京:平凡社新書
- 中堂観恵 (1977) 『松下社長とわたし』私家版
- 東亜経済調査局 (1942) 『南洋叢書第2巻 仏領印度支那篇 (改訂版)』東京:東亜経済調査局
- 中村義 (1999) 『白岩龍平日記:アジア主義実業家の生涯』東京:研文出版
- 西川捨三郎 (2000) 「卒業から復員まで」『みんなみ』30号
- 林秀澄 (1989) 「インドシナ三国独立の経緯」『昭和軍事史秘話』:同台クラブ講演集』同台経済懇話会
- 平田豊弘 (2011) 「松下光廣と大南公司」周縁の文化交渉学シリーズ4『陶磁器流通と西海地域』関西大学文化交渉学教育研究拠点 (ICIS)
- 牧久 (2012) 『「安南王国」の夢:ベトナム独立を支援した日本人』東京:ウエッジ
- 松下光広 (1939) 「仏領印度支那より帰りて」『南洋』昭和14年1月号

三浦琢二 (2002) 「私の戦前戦中の略歴」『みんなみ』23号

宮沢千尋 (2015) 「西川捨三郎とその日記」武内房司・宮沢千尋編『西川
寛生「サイゴン日記」1955年9月～1957年6月』東京：風響社

湯山英子 (2011) 「仏領インドシナにおける対日漆貿易の展開過程：1910
年代-1940年代初めの現地日本人商店からの考察」『社会経済史学』77
巻3号

湯山英子 (2013) 「仏領インドシナにおける日本商の活動：1910年代から
1940年代はじめの三井物産と三菱商事の人員配置から考察」『経済学研
究 (北海道大学)』62巻3号

ヴィン・シン著；高杉忠明・松井敬訳 (2000) 「知られざる交流：小松清
～ベトナム独立への見果てぬ夢 (上・下)」『世界』673・674号

《ベトナム語文》

Cường Đê (1957), *Cuộc Đòi Cách-Mạng Cường Đê*, Saigon: Nhà in Tôn
Thất Lê.

Đại Đạo Tam Kỳ Phổ Độ Tòa Thánh Tây Ninh (1997), *Hồi Ký Trần
Quang Vinh và Lịch Sử Quân Đội Cao Đài, Thanh Thất Vùng Hoa
Thịnh Đón*, Maryland: Thánh Thất Vùng Hoa Thịnh Đón.

Nguyễn Thanh Xuân (2015), *Đạo Cao Đài: Hai Khía Cảnh Lịch Sử &
Tôn Giáo (Tái bản lần thứ nhất)*, Hà Nội: Nhà Xuất Bản Tôn Giáo.

《欧文》

Guillemot, François (2012), *Dai Việt indépendance et révolution au
Việt-Nam : l'échec de la troisième voie (1938-1955)*, Paris : Les Indes
savantes.

Marr, David G. (1995), *Vietnam 1945: The Quest for Power*, Berkeley
and Los Angeles, California: University of California Press.

- Meyers, Dean & Tran, My Van (2006), 'The Crisis of the Eighth Lunar Month: The Cao Dai, Prince Cuong De and the Japanese in 1937-1939', *International Journal of Asia Pacific Studies*, vol.2, n°1.
- Miller, Edward (2013), *Misalliance: Ngo Dinh Diem, the United States and the Fate of South Vietnam*, Cambridge, Massachusetts and London: Harvard University Press.
- Nanba, Chizuru (難波ちづる) (2012), *Français et Japonais en Indochine (1940-1945): Colonisation, Propagande et Rivalité Culturelle*, Paris: Karthala.
- Shiraishi, Masaya (白石昌也) (2004), *The Vietnamese Phuc Quoc League and the 1940 Insurrection*, Working Paper, Creation of New Contemporary Asia Studies.
- Trần Mỹ Vân (2005), *A Vietnamese Royal Exile in Japan: Prince Cường Để (1882-1951)*, London & New York : Routledge.

[注]

- 1) アジア主義企業家としては、松井石根らが組織した大亜細亜協会の会員でもあった白岩龍平などをあげることができる。[中村 1999] を参照。
- 2) 在外邦人商業（商工）会議所関係雑件 / 西貢商業会議所 [アジア歴史資料センター / 外務省記録 E-2-6-0(Ref.B08061557100)].
- 3) 松下の申請書の原文は確認できないが、以下のコーチシナ総督宛インドシナ総督通達から知ることができる。N°1105DEA/3B. Gouverneur Général à Gouverneur de la Cochinchine, Saigon, le Décembre 1934, [TTLTQG2/GOUCOCH/17253].
- 4) Pagés à M. le Gouverneur Général de l'Indochine, Saigon, le 26 Janvier 1935, [TTLTQG2/GOUCOCH/17253].

(68)

- 5) N°9997. Le Gouverneur de la Cochinchine à M. TAKAZAWA, Consul du Japon, Président de l'Association «Chambre de Commerce Japonaise», Saigon, 20 Septembre 1935, [TTLTQG2/GOUCOCH/17253].
- 6) 松下は、1930年の時点でも、「新税率実施後ノ私共ノ立場」, 「私共ノ立場カラ「フランス」官民二対スル不満」と題する上申書を芳澤大使に提出し、日本産品に高関税を課す新関税政策への不満を訴えている。「芳澤大使仏領印度支那へ出張一件」[アジア歴史資料センター/外務省記録/M-2-2-0-5(Ref: B15100125500)].
- 7) 新聞 *Les Annales Coloniales* の1939年8月28日付けの記事 'L'affaire d'espionnage de Saigon' によれば、サイゴン軍事法廷は、フォクノに対して15年の禁固刑を言い渡した、としている。
- 8) 外務省外交史料館, 調査, 南洋局第二課編「昭和十五年執務報告」[アジア歴史資料センター/調書/南洋局 (Ref.B02130200500)].
- 9) 松下が追放処分を受けた経緯についてはなお不明な点が多い。1967年6月2日, サイゴンで行った松下へのインタビューをもとに, マーもまた, 松下がクオンデよりカオダイ教への公的な使者として認められ, かつカオダイ教指導者がクオンデ支持を表明したとの情報をフランス当局がつかんだことが, 松下の居住権剥奪につながったとの見方を示している [Marr 1995: 83]。しかし, 後述するように, 松下がカオダイ教との関係を深めるのは1943年以降のことであり, スパイ容疑の証拠とされた海図にしても, 塩田開発の目的で所持していたものだという [中堂 1977: 3]。
- 10) 外務省外交史料館, 調査, 南洋局第二課編「昭和十五年執務報告」[アジア歴史資料センター/調査/南洋局 (Ref.B02130200500)].
- 11) Le Gouvernement de la Cochinchine N°8870/4B, Saigon, le 27 Décembre 1943, [TTLTQG2/GOUCOCH/54809].

- 12) Le Commissaire de Police à Monsieur le Commissaire général de Police de la Région, Saigon, le 8 Octobre 1943, [TTLTQG2/GOUCOUCH/54809].
- 13) 在外会社（資）大南公司書類綴 [国立公文書館 / 財務 / つくば 9/6-22-728].
- 14) Résident Supérieur de Tonkin à Commissaire Général aux Relations Franco-Japonais, le 27 Juillet 1944, [ANOM/RST/Indochine NF/7078].
- 15) Résident de Bacninh à M. le Directeur de la DAINAN KOOSI, le 20 Juillet 1944, [ANOM/RST/Indochine NF/7078].
- 16) Résident Supérieur de Tonkin à M. le Directeur de la DAINAN KOOSI, [s.d.]Août 1944, [ANOM/RST/Indochine NF/7078].
- 17) 梶谷によれば、ヴー・ヴァン・アンは国社党の幹部であったという [梶谷 2001: 36]。この国社党とは、1936年、グエン・リー・カオ・カー (Nguyễn Lý Cáo Kha) によって創設された超国家主義団体「大越国家社会党」(Đại Việt Quốc Gia Xã Hội Đảng) を指すと見られる [Guillemot 2012: 73-74]。
- 18) YANG CHUNG YI à Monsieur le Haut Commissaire de France en Indochine, Saigon, le 11 Septembre 1950, [ANOM/SPCE/358].
- 19) Note n°15118S, Saigon, le 15 Septembre 1950, 'Affaire CUONG DE: YUAN CHUNG YI alias NGUYEN VAN BA et DAI PHI PHUNG', [ANOM/SPCE/358].
- 20) チャン・ミー・ヴァンは、上記のバーの供述を引きながら、Ogawaが大川周明であると特定できておらず、大川周明とクオンデとの交流についても言及がない [Trần 2005: 194]。
- 21) ヴー・ディン・ジー (Vũ Đình Dy, 1905-?) はナムディン生まれ。ハノイのアルベール・サロー校に学び、1926年、『新時代 *l'Ère Nouvelle*』誌編集長となる。Dossier Vũ Đình Dy (Suspect directeur de la "Jeune

(70)

Indochine”), 1927, [TTLTQG2/GOUCOCH/17120].

22) Notice sur l'activité des intrigues politiques de tendances subversives dans les milieux indigènes de la Cochinchine pendant le mois d'Octobre 1941, [ANOM/Papiers Decoux/14PA/2/33].

23) Note n° 2995-SP/C, Service de la SURETE en ANNAM, le 4 avril 1943, Hue, [ANOM/Papiers Decoux/14PA/2/37].

24) Les Partis Nationalistes Vietnamiens, p.55, [ANOM/GGI/65492].

25) 「越南親日派立憲會議於憲政計劃」 中華民國三十三年十月二十日 [党史館 / 特 11/17.14].

26) Photographies (negatifs) de documents de propagande du VNPQ DMH (provenance de Cuong De) en quoc ngu, 1941, [ANOM/Papiers Decoux/14PA2/38]. 原文は以下のとおり。

“Các đồng-chi,

Kỳ tháng chín năm ngoái, kể từ ngày mà quốc-dân ta tỉnh giấc mộng hoàng-lương thấy Nhật-bản triệt binh ra khỏi đất Lạng-Sơn cho đến ngày thang, bấy vừa qua, Nhật-Pháp lại ký hiệp-ước cộng-đồng phòng vệ để giữ vững chủ quyền cho Pháp ở Đông-Dương và đổi đầu cùng phe Anh-Mỹ-Cộng, căn cứ theo những tin tức nhận được thì trong 100 người Việt-Nam ta không khỏi có tới 99 người oán hờn và thất vọng.

Sự thực thì tiền-đồ nước nhà không đến nỗi bi-quan như vậy đâu. Ở vào địa-vị Nhật-bản, ngày nay, chúng ta cũng đến phải đi theo con đường đó chỉ có lợi, chớ không có hại. Và lại chính-phủ Vichy và chính-phủ Decoux ngày nay toàn là một lũ cừ non, ngoan ngoãn để bảo, hữu danh mà vô thực. Cho nên Nhật-bản đã chọn con đường êm-ái oà-bình. Đàng nào Nhật-bản cũng đạt được mục-dịch của mình là 'giải-phóng cho các nhược tiểu dân tộc và dựng một nền hạnh-phúc chung cho cõi Á-Đông.' Vậy thì can gì mà Nhật-bản phải hi-sanh, đổ máu vô ích.

.....Căn bản của nền văn-hoá Nhật-bản là đạo Khổng, Mạnh, đạo Phật thì không có lẽ mà Nhật-bản lại nuốt lời hứa với các nước tiểu dân tộc, mà đi cùng tụi đế-quốc xâm-lược.”

- 27) Mission de Contrôle Postal de Saigon, Saigon, le 21 Avril 1942, [TTLTQG2/GOUCOCH/17616].
- 28) Circulaire, Saigon, le 8 Février 1941, [TTLTQG2/GOUCOCH/17616], 「越南各黨派情形」 中華民國三十二年十月二十一日, [党史館/特 11/17.7].
- 29) Le Gouverneur de la Cochinchine à M. le GGI (Cabinet -Direction des Affaires Politiques), Saigon, le 20 Avril 1941, [TTLTQG2/GOUCOCH/17647].
- 30) L'agitation anti-française en Indochine depuis l'occupation japonaise et la suite réservée à nos interventions à ce propos. 5/3/45, [ANOM/HCI/Conspol 192].
- 31) チャン・ヴァン・アンは 1903 年、コーチシナのロンズエン生まれのジャーナリスト。1923-28 年、フランスのエクスアンプロバンスに留学、文学を学ぶ。帰国後、雑誌『ベトナムのたいまつ *Duoc nha nam*』やトロツキスト系雑誌 *la lutte* の編集に従事していた。 *Les Partis Nationalistes Vietnamiens*, [ANOM/GGI/65492].
- 32) Commissariat Fédéral aux Affaires Politiques, Saigon, le 5 juin 1946, [ANOM/HCI/Conspol 222].
- 33) グエン・ビュー・タイは 1882 年ベンチェ生まれ。1927 年、カオダイ教に入門した。[Nguyễn 2015: 209].
- 34) Annex à la note n°4943 du 13 août 1940, [ANOM/SPCE/560].
- 35) Délégué administratif à l'Administrateur BENTRE, Bentre le 4 Février 1939, [TTLTQG2/GOUCOCH/17199].
- 36) Commissariat Fédéral aux Affaires Politiques, Saigon, le 5 juin

1946, [ANOM/HCI/Conspol 222].

- 37) チャン・クアン・ヴィンの回想録では、壬午の歳の九月十九日（1942年10月28日）、ロンスエンにおいて日本との協力機関 Cơ Quan Hiệp Tác の設立を促す啓示が降されたとしている [Đại Đạo Tam Kỳ Phổ Độ... 1997: 132]。この協力機関が「執行委員会」の母体となったのであろう。護法ファム・コン・タックの海外流刑中にタイニン派が経験した一連の歴史の説明材料として、1946年、チャン・クアン・ヴィンの秘書長であったゲエン・タイン・ザインが編集し、ファム・コン・タックに提出された報告書「復国時期（1941-1946）のカオダイ教の歴史」によれば、壬午の歳の十二月一日（1943年1月6日）、全インドシナの^{リーダー}職色を招集した集会が開かれヴィンが代表に選出され、1943年初にチャン・ヴァン・アンの紹介によりヴィンが松下と接触したことを伝えている [ibid.:205-208]。なお、[高津 2013] は上記報告書の要約である。
- 38) Lettre de D.A. le Prince Cuong de à Tran Quang Vinh, Tokyo, le 25 juillet 1943, [ANOM/HCI/Conspol 222].
- 39) N°188C/SG/BCST, Saigon, le 9 Janvier 1952, [ANOM/HCI/Conspol 222].